

LEC 社会保険労務士講座／テキスト・レジュメ訂正情報

一問一答過去問BOOK〈2024年度版〉

(2024年度合格目標 合格講座本論編/中上級講座ほか 教材)

(2024/05/14 現在)

2024年度合格目標 合格講座本論編の自宅学習用教材等である「2024年度版 一問一答過去問BOOK」におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、教材の訂正をお願いいたします。

※科目名の後の英数字は教材を区別するためのコードです。コードは教材裏表紙のバーコード下に記載しております。

-
- ・ 2023/09/27 更新分… p.1
 - ・ 2023/11/08 更新分… p.2～7
 - ・ 2024/04/15 更新分… p.8～18
 - ・ 2024/05/14 更新分… p.19～20
-

【2023/9/27 更新分】**労働安全衛生法 (RU24801)**

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P51 No. 99 解答・解説	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

99. ○ (法 60 条、令 19 条)本肢のとおりである。製造業(たばこ製造業、繊維工業(紡績業及び染色整理業を除く)、衣服その他の繊維製品製造業、紙加工品製造業(セロファン製造業を除く)を除く)は、職長等教育の対象業種である。(P103)

【2023/11/08 更新分】

労働基準法（【第1版】RU24800／【第2版】RU24810）

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	【第1版】 P9 No. 22 解答・解説 4行目	…、主たる生計の維持者 <u>ではないではないこと等</u> を理由とすることの意で あり、…	…、主たる生計の維持者 <u>ではないこと等を理由と</u> することの意であり、…
	【第2版】 P9 No. 19 解答・解説 4行目		
訂正	【第1版】 P11 No. 28 解答・解説 1行目	○(昭22.9.13発基17号) 本肢のとおりである。	○(昭63.3.14基発150 <u>号)</u> 本肢のとおりである。
	【第2版】 P11 No. 25 解答・解説 1行目		

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	<p>【第1版】 ※掲載なし</p> <p>【第2版】 P11 No. 26 解答・解説 1行目</p>	<p>× (昭22.9.13発基17号) 強制労働の禁止を定めた法5条における「監禁」とは、…</p>	<p>× (昭63.3.14基発150号) 強制労働の禁止を定めた法5条における「監禁」とは、…</p>
訂正	<p>【第1版】 P17 No. 46 解答・解説 1行目</p> <p>【第2版】 P17 No. 45 解答・解説 1行目</p>	<p>× (法9条) 形式上は請負のような形式をとっていても、その<u>実態</u>において使用従属関係が認められるときは、…</p>	<p>× (法9条) 形式上は請負のような形式をとっていても、その<u>実体</u>において使用従属関係が認められるときは、…</p>

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	【第1版】 P34 No. 92 問題 【第2版】 P32 No. 89 問題	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

労働契約の締結の際に、使用者が労働者に書面により明示すべき「就業の場所及び従事すべき業務に関する事項」について、労働者にとって予期せぬ不利益を避けるため、将来就業する可能性のある場所や、将来従事させる可能性のある業務を併せ、網羅的に明示しなければならない。なお、本間において、臨時的な他部門への応援業務や出張、研修等、就業の場所及び従事すべき業務が一時的に変更される場合の当該一時的な変更先の場所及び業務は含ないものとする。 (R3. 2-B)

【※訂正箇所下線なし ver.】

労働契約の締結の際に、使用者が労働者に書面により明示すべき「就業の場所及び従事すべき業務に関する事項」について、労働者にとって予期せぬ不利益を避けるため、将来就業する可能性のある場所や、将来従事させる可能性のある業務を併せ、網羅的に明示しなければならない。なお、本間において、臨時的な他部門への応援業務や出張、研修等、就業の場所及び従事すべき業務が一時的に変更される場合の当該一時的な変更先の場所及び業務は含ないものとする。 (R3. 2-B)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	<p>【第1版】 P35 No. 92 解答・解説</p> <p>【第2版】 P33 No. 89 解答・解説</p>	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

- （令 5.10.12 基発 1012 第 2 号）本肢のとおりである。本肢の「就業の場所及び従事すべき業務に関する事項」には、就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲が含まれており、当該変更の範囲とは、今後の見込みも含め、当該労働契約の期間中における就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲をいう。したがって、本肢の将来就業する可能性のある場所や、将来従事させる可能性のある業務についても明示する必要がある。なお、当該「就業の場所及び従事すべき業務」には、臨時的な他部門への応援業務や出張、研修等、就業の場所及び従事すべき業務が一時的に変更される場合の当該一時的な変更先の場所及び業務は含まれない。（テキスト該当ページなし）

【※訂正箇所下線なし ver.】

- （令 5.10.12 基発 1012 第 2 号）本肢のとおりである。本肢の「就業の場所及び従事すべき業務に関する事項」には、就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲が含まれており、当該変更の範囲とは、今後の見込みも含め、当該労働契約の期間中における就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲をいう。したがって、本肢の将来就業する可能性のある場所や、将来従事させる可能性のある業務についても明示する必要がある。なお、当該「就業の場所及び従事すべき業務」には、臨時的な他部門への応援業務や出張、研修等、就業の場所及び従事すべき業務が一時的に変更される場合の当該一時的な変更先の場所及び業務は含まれない。（テキスト該当ページなし）

労働者災害補償保険法 (RU24802)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P35 No. 88 解答・解説	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

88. ○ (令 5.9.1 基発 0901 第 2 号)本肢のとおりである。なお、「必要以上に長時間にわたる厳しい叱責、他の労働者の面前における大声での威圧的な叱責など、態様や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える精神的攻撃」を反復・継続するなどして執拗に受けたときは、心理的負荷の程度は「強」になるとされている。(テキスト該当ページなし)

【※訂正箇所下線なし ver.】

88. ○ (令 5.9.1 基発 0901 第 2 号)本肢のとおりである。なお、「必要以上に長時間にわたる厳しい叱責、他の労働者の面前における大声での威圧的な叱責など、態様や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える精神的攻撃」を反復・継続するなどして執拗に受けたときは、心理的負荷の程度は「強」になるとされている。(テキスト該当ページなし)

雇用保険法 (RU24803)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P99 No. 295 解答・解説 2行目	…、育児休業給付金が支給される。(P187-188)	…、育児休業給付金が支給される。(テキスト該当ページなし)

【2024/4/15 更新分】

労働者災害補償保険法 (RU24802)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P105 No. 278 解答・解説	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

278. ○ (則 33 条 2 項 1 号・2 号)本肢のとおりである。労災就学援護費の額は、支給される者と生計を同じくしている在学者等である子が、小学校に在学する者である場合は対象者 1 人につき月額 1 万 5 千円、中学校に在学する者である場合は対象者 1 人につき月額 2 万 1 千円(ただし通信制課程に在学する者である場合にあっては対象者 1 人につき月額 1 万 7 千円)とされており、後者の方が額が多い。(テキスト該当ページなし)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P105 No. 279 解答・解説 4 行目	…、その額は、対象者 1 人につき月額 <u>1 万 4 千円</u> とされている。(テキスト該当ページなし)	…、その額は、対象者 1 人につき月額 <u>1 万 5 千円</u> とされている。(テキスト該当ページなし)

雇用保険法 (RU24803)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P84 No. 256 問題 2行目	…、当該専門実践教育訓練を開始する日の <u>1か月</u> 前までに、…	…、当該専門実践教育訓練を開始する日の <u>14日</u> 前までに、…
改正	P85 No. 257 解答・解説 2行目	…、当該専門実践教育訓練を「開始する日の <u>1箇</u> 月前まで」に、…	…、当該専門実践教育訓練を「開始する日の <u>14日</u> 前まで」に、…

労働保険徴収法 (RU24804)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P38 No. 105 問題	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

105. 建設の事業における令和 6 年度の雇用保険率は、令和 5 年度の雇用保険率と同じく、1,000 分の 18.5である。 (H30. 雇 8-D)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P38 No. 106 問題 3 行目	…、令和 <u>5</u> 年度の雇用保険率は、一般の事業では、1,000 分の 13.5 とされている。	…、令和 <u>6</u> 年度の雇用保険率は、一般の事業では、1,000 分の 13.5 とされている。

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P39 No. 105 解答・解説	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

105. ○ (法 12 条 4 項ほか) 本肢のとおりである。(P40)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P39 No. 106 解答・解説 1 行目	(法 12 条 4 項・5 項ほか) 一般の事業における令和 <u>5</u> 年度の雇用保険率は、…	(法 12 条 4 項・5 項ほか) 一般の事業における令和 <u>6</u> 年度の雇用保険率は、…
改正	P42 No. 113 問題 4 行目	…、令和 <u>5</u> 年度の保険年 度 1 年間における第 1 種 特別加入保険料の額は 17,520 円となる。	…、令和 <u>6</u> 年度の保険年 度 1 年間における第 1 種 特別加入保険料の額は 17,520 円となる。
改正	P44 No. 118 問題 3 行目	…、当該者の事業又は作 業の種類がいずれであつ ても令和 <u>5</u> 年度の保険年 度 1 年間における第 2 種 特別加入保険料の額が 227,760 円を超えること はない。	…、当該者の事業又は作 業の種類がいずれであつ ても令和 <u>6</u> 年度の保険年 度 1 年間における第 2 種 特別加入保険料の額が 227,760 円を超えること はない。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P44 No. 119 問題 4行目	…、令和 <u>5</u> 年度の厚生労働大臣の定める率は、事業の種類にかかわらず一律に1,000分の5とされている。	…、令和 <u>6</u> 年度の厚生労働大臣の定める率は、事業の種類にかかわらず一律に1,000分の5とされている。
改正	P44 No. 121 問題 4行目	…、令和 <u>5</u> 年度の保険年度1年間における第3種特別加入保険料の額は39,420円となる。なお、本問においては保険年度の中途に特別加入者の事業の変更や異動等はないものとする。	…、令和 <u>6</u> 年度の保険年度1年間における第3種特別加入保険料の額は39,420円となる。なお、本問においては保険年度の中途に特別加入者の事業の変更や異動等はないものとする。
改正	P45 No. 118 解答・解説 4行目・5行目	…、令和 <u>5</u> 年度における第2種特別加入保険料率は、最も高いもので1,000分の52(林業の事業)であるため、令和 <u>5</u> 年度の第2種特別加入保険料の額は、…	…、令和 <u>6</u> 年度における第2種特別加入保険料率は、最も高いもので1,000分の52(林業の事業)であるため、令和 <u>6</u> 年度の第2種特別加入保険料の額は、…
改正	P45 No. 119 解答・解説 1行目	(法14条の2、則23条の3)令和 <u>5</u> 年度の第3種特別加入保険料率は、…	(法14条の2、則23条の3)令和 <u>6</u> 年度の第3種特別加入保険料率は、…

労務管理その他労働に関する一般常識 (RU24805)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P113 No. 6 選択肢 ⑤	⑤ <u>25</u>	⑤ <u>23</u>
改正	P113 No. 6 解答 空欄B 解答	B ⑤ <u>25</u> (平 14. 6. 11 厚労告 213 号ほか) (テ キスト該当ページなし)	B ⑤ <u>23</u> (平 14. 6. 11 厚労告 213 号ほか) (テ キスト該当ページなし)

健康保険法 (RU24806)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P194 No.2 問題2 3行目・4行目・5行目	…。令和5年の租税特別措置法の規定による財務大臣が告示する割合は年0.4%とされたため、令和5年における延滞税特例基準割合は年1.4%となった。このため、令和5年における延滞金の割合の特例は、…	…。令和6年の租税特別措置法の規定による財務大臣が告示する割合は年0.4%とされたため、令和6年における延滞税特例基準割合は年1.4%となった。このため、令和6年における延滞金の割合の特例は、…

国民年金法 (RU24807)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P67 No. 181 解答・解説 3行目	…、 <u>支給繰下げ</u> による減額率も準用される(法附則9条の2第6項)。	…、 <u>支給繰上げ</u> による減額率も準用される(法附則9条の2第6項)。

厚生年金保険法 (RU24808)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P67 No. 184 解答・解説 リンクページ	…、当該老齢厚生年金に加給年金が「加算される」。(P108)	…、当該老齢厚生年金に加給年金が「加算される」。(P109)
改正	P74 No. 209 問題 5行目・7行目	…との合計額が <u>48万円</u> を超えるときは、その月の分の当該特別支給の老齢厚生年金について、当該合計額から <u>48万円</u> を控除して得た額の2分の1に相当する額に12を乗じて得た額に相当する部分が支給停止される。	…との合計額が <u>50万円</u> を超えるときは、その月の分の当該特別支給の老齢厚生年金について、当該合計額から <u>50万円</u> を控除して得た額の2分の1に相当する額に12を乗じて得た額に相当する部分が支給停止される。
改正	P76 No. 210 問題 1行目	特別支給の老齢厚生年金（基本月額 <u>200,000円</u> ）を受給する被保険者について、…	特別支給の老齢厚生年金（基本月額 <u>220,000円</u> ）を受給する被保険者について、…
改正	P76 No. 211 問題 1行目	令和 <u>5</u> 年8月において、総報酬月額相当額が220,000円の64歳の被保険者が、…	令和 <u>6</u> 年8月において、総報酬月額相当額が220,000円の64歳の被保険者が、…

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P77 No. 210 解答・解説	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

210. × (法附則 11 条ほか) 本肢の場合、当該年金の支給停止月額(令和 6 年度価額)は、
 $\{ \text{基本月額} (220,000 \text{ 円}) + \text{総報酬月額相当額} (240,000 \text{ 円} + 600,000 \text{ 円} \div 12) - \text{支給停止調整額} (50 \text{ 万円}) \} \times 2 \text{ 分の } 1 = 5,000 \text{ 円}$ となり、支給停止後の年金月額
 は、基本月額 (220,000 円) - 支給停止月額 (5,000 円) = 215,000 円 (加給年金額を除く) となる。(P117-118)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P77 No. 211 解答・解説 2 行目・3 行目	…、総報酬月額相当額 220,000 円と基本月額 120,000 円との合算額 340,000 円が支給停止調整額 <u>480,000 円</u> (令和 5 年度価額) を超えないため、…	…、総報酬月額相当額 220,000 円と基本月額 120,000 円との合算額 340,000 円が支給停止調整額 <u>500,000 円</u> (令和 6 年度価額) を超えないため、…
改正	P94 No. 260 問題 1 行目	70 歳以上の老齢厚生年金(基本月額 <u>150,000 円</u>) の受給権者が民間の適用事業所に使用され、…	70 歳以上の老齢厚生年金(基本月額 <u>170,000 円</u>) の受給権者が民間の適用事業所に使用され、…

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P94 No. 261 問題 1行目・3行目 ※5/14(火) 更新 訂正内容を修正	令和 <u>5</u> 年 4 月において、 総報酬月額相当額が 480,000 円の 66 歳の被保 険者(第 1 号厚生年金被保 険者期間のみを有し、前 月以前の月に属する日か ら引き続き当該被保険者 の資格を有する者とする。)が、基本月額が <u>100,000</u> 円の老齢厚生年 金を受給することができる 場合、…	令和 <u>6</u> 年 4 月において、 総報酬月額相当額が 480,000 円の 66 歳の被保 険者(第 1 号厚生年金被保 険者期間のみを有し、前 月以前の月に属する日か ら引き続き当該被保険者 の資格を有する者とする。)が、基本月額が <u>120,000</u> 円の老齢厚生年 金を受給することができる 場合、…
改正	P95 No. 260 解答・解説 2行目・3行目 ※5/14(火) 更新 訂正内容を修正	…、当該年金が支給停止さ れる月額(令和 <u>5</u> 年度価 額は、{基本月額(<u>150,000</u> 円) + 総報酬月額相当額 (360,000 円) - 支給停止調 整額(<u>480,000</u> 円)} × 2 分 の 1 = 15,000 円となる。	…、当該年金が支給停止さ れる月額(令和 <u>6</u> 年度価 額は、{基本月額(<u>170,000</u> 円) + 総報酬月額相当額 (360,000 円) - 支給停止調 整額(<u>500,000</u> 円)} × 2 分 の 1 = 15,000 円となる。
改正	P95 No. 261 解答・解説 2行目・3行目	…、{総報酬月額相当額 (480,000 円) + 基本月額 (<u>100,000</u> 円) - 支給停止調 整額(令和 <u>5</u> 年度価額 <u>480,000</u> 円)} × 2 分の 1 = 50,000 円が、…	…、{総報酬月額相当額 (480,000 円) + 基本月額 (<u>120,000</u> 円) - 支給停止調 整額(令和 <u>6</u> 年度価額 <u>500,000</u> 円)} × 2 分の 1 = 50,000 円が、…

【2024/05/14 更新分】

厚生年金保険法 (RU24808)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P200 No. 9 問題 3 1 行目	3 令和4年4月から、65歳未満の在職老齢年金制度が見直されている。令和5年度では、…	3 令和4年4月から、65歳未満の在職老齢年金制度が見直されている。令和6年度では、…
改正	P201 No. 9 選択肢 ⑨	⑨ <u>月額1万5千円</u>	⑨ <u>月額5千円</u>
改正	P201 No. 9 解答 空欄D 解答	D ⑨ <u>月額1万5千円</u>	D ⑨ <u>月額5千円</u>

社会保険に関する一般常識 (RU24809)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P22 No. 59 1行目・2行目	<u>高齢者医療確保法施行令</u> では、後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して課する保険料の賦課額は、 <u>66万円</u> を超えることができないものであることを規定している。	<u>高齢者医療確保法施行令第18条第1項第6号</u> では、後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して課する保険料の賦課額は、 <u>80万円</u> を超えることができないものであることを規定している。
訂正	P87 No. 249 解説 2行目	…、1989(<u>令和元</u>)年度においては「年金」が49.5%、「医療」が39.4%を占めていたが、…	…、1989(<u>平成元</u>)年度においては「年金」が49.5%、「医療」が39.4%を占めていたが、…

以上